

議案第 1 1 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 2 月 2 3 日 提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの第 6 期介護保険事業計画期間における保険料率を定めるとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）により、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の一部が改正されたことに伴い、市が行うものとされた介護予防・日常生活支援総合事業の実施を猶予するため、君津市介護保険条例（平成 1 2 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市介護保険条例の一部を改正する条例

君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第1号中「25, 110円」を「26, 730円」に改め、同条第2号中「25, 110円」を「39, 790円」に改め、同条第3号中「41, 850円」を「44, 550円」に改め、同条第4号中「55, 800円」を「53, 460円」に改め、同条第10号中「106, 020円」を「118, 800円」に改め、同号を同条第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 112, 860円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第9号中「103, 230円」を「106, 920円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第10号とし、同条第8号中「89, 280円」を「100, 980円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「83, 700円」を「89, 100円」に改め、同号ア中「300万円未満」を「290万円未満」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「69, 750円」を「77, 220円」に改め、同号ア中「200万円未満」を「190万円未満」に改め、同号イ中「第8号イ又は第9号イ」を「第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「64, 720円」を「71, 280円」に改め、同号ア中「125万円未満」を「120万円未満」に改め、同号イ中「第7号イ、第8号イ又は第9号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 59,400円

第5条第3項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第4号ロ」を「、第4号ロ若しくは第5号ロ」に、「第3条第5号イ、第6号イ若しくは第7号イ」を「第3条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」に改める。

附則に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第13条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定により、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、同年4月1日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の君津市介護保険条例第3条及び第5条第3項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。